

航空機製造事業法に係る無人機の規制閾値の見直し に係る事前評価書

1. 政策の名称

航空機製造事業法に係る無人機の規制閾値の見直しに係る規制

2. 担当部局

経済産業省製造産業局航空機武器宇宙産業課長 飯田 陽一

電話番号：03-3501-1692 e-mail：bukika-pabukome@meti.go.jp

3. 評価実施時期

平成26年2月

4. 規制の目的、内容及び必要性等

(1) 規制の目的

航空機製造事業法は、航空機及び航空機用機器の製造等の事業活動を許可制度の下におくことで過剰投資を排除し、国内の生産体制に秩序を与えること、並びに航空機及び航空機用機器の製造及び修理の方法を認可事項とすることにより生産技術の向上を図ることを目的としている。

(2) 規制の内容

事業の許可制と製造・修理方法の認可制の対象となる航空機としては、人が乗って航空の用に供することのできる航空機、回転翼航空機（ヘリコプター）、滑空機（グライダー）、飛行船のほか、航空機製造事業法施行令第1条において、飛行機及び回転翼航空機（ヘリコプター）であって、構造上人が乗ることができないもの（以下「無人機」という。）のうち、総重量（燃料や搭載物を搭載した「最大離陸重量」を指す）100kg以上の無人機を規制対象として定めている。

(3) 規制緩和の必要性

我が国の無人機製造技術の実態として、民生用無人機は、航空機製造事業法の規制対象外である総重量100kg未満で製造実績が重ねられてきており、さらに、農業の生産性向上の観点から、民生用の農薬散布や種籾散布等のための無人ヘリについても、総重量が100kgを超えるものの開発が構想されている。さらに、農林水産省「攻めの農林水産業推進本部」、内閣官房「農林水産業・地域の活力創造本部」や「規制改革ホットライン」において、「無人ヘリコプターの重量規制の緩和」が提起されている。こうした状況を踏まえ、引き続き規制を課す必要の残る高度な航空機制御技術等を要する無人機については、実態としてその総重量が概ね150kg以上であるため、この規制の閾値を150kg以上に改正することとする。

(4) 法令の名称・関連条項とその内容

航空機製造事業法第2条第1項（航空機の定義）、法第2条の2（事業許可）、法第6条及び法第9条（製造・修理方法の認可）

航空機製造事業法施行令第1条（航空機（無人機）の定義）

(5) 影響を受け得る関係者

本政令の制定により影響を受ける関係者は、以下の3者である。

無人機製造・修理事業者

国民・社会

国の行政機関

5. 想定される代替案

今回の改正は、規制改革要望を受けて、我が国の無人機製造技術の実態を踏まえた規制の見直しを行うものであり、代替案は想定し得ない。

6. 規制の費用

- (1) 無人機製造・修理事業者：特に費用は発生しない。
- (2) 国民・社会：特に費用は発生しない。
- (3) 国の行政機関：特に費用は発生しない。

7. 規制の便益

(1) 無人機製造・修理事業者

- ・無人機製造・修理事業者における行政機関への許認可手続に係る事務コストの軽減
- ・許認可を必要とせずに製造が可能になった無人機について、今まで管理コスト（航空工場検査員等の人件費等の固定費）を加味した損益計算の観点から開発が見送られていた新しい機体の開発が行われる余地が拡大され、国内における事業拡大や輸出機会の増加にもつながる。

(2) 国民・社会

- ・搭載できる農薬等の量が増加することで、農業従事者の農薬散布コストや播種コストの低減効果が見込まれ、我が国における農業生産の競争力強化に繋がる。
- ・新しい機体の開発可能性が拡大することで、新たな事業者の参入や新たな用途の無人機の開発が期待され、例えば、人が容易に立ち入ることができないような場所（天災発生地、海域等）における無人機の利用拡大が期待される。

(3) 国の行政機関

- ・行政機関（許認可の審査業務等を行う部署）において、審査業務等に要するコストが低減するという便益がある。

8. 政策評価の結果

以上の規制緩和に係る費用・便益の分析が示すとおり、航空機製造事業法に係る無人機の規制対象となる総重量の閾値を 100kg 以上から 150kg 以上とする今般の政令改正の実施によって、特段の費用が発生しない一方で、無人機の製造・修理事業者にとっては、事務コストの低減や、販路拡大・競争力強化が期待される。また、その結果、特に農業分野での利用が見込まれ、農林水産業の競争力強化にもつながることから、今回の改正案は妥当であると言える。

9. 有識者の見解その他の関連事項

「無人ヘリコプターの重量規制の緩和」については、規制改革ホットラインにおいて、全国農業協同組合中央会から規制緩和要望が提出され、さらに、農林水産省「攻めの農林水産業推進本部」での規制改革要望及び規制改革会議へ報告されている案件となっている。これらの要望を踏まえ、国内製造事業者等へのヒアリングを実施した上で、本改正案に至った。

10. レビューを行う時期又は条件

今後の無人機製造・修理事業の実態を踏まえつつ、必要があれば、レビューを行うこととする。

11. 備考